

佐賀県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十一月十日から平成二十一年十二月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員 メートル
一般国道 二〇四号	唐津市佐志浜町四一六二番 一、二地先から 唐津市鳩川字丸駒七二一六 番一地先まで	後 六七・二 一・五
	前	延長 メートル 一九五〇・五